

ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム 構成員

区分	機関・団体名
経済団体	福井県経営者協会
	福井県商工会議所連合会
	福井県商工会連合会
	福井県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会福井県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部
	ふくい若者サポートステーション
	福井県人材確保支援センター
	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
	福井県ひきこもり地域支援センター
行政機関	福井労働局
	福井県

「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」設置要領

1 趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者も少なくない状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和元年5月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」（以下「支援プラン」という）を策定したところであるが、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、加齢に伴う様々な就業制約等）を踏まえつつ、その実効性を高めるためには、官民共働による一元的な推進体制を構築し、これら世代への支援に社会全体で取り組む気運を醸成することが必要である。

ついては、福井県内における支援プラン及びこれに基づく効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、福井労働局、福井県をはじめ、関係行政機関、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）、福井県内の経済団体、労働団体、支援機関等から構成される「ふくい就職氷河期世代就職支援プラットフォーム」（以下「ふくいPF」という。）を設置することとする。

2 構成員

- (1) 別紙「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム 構成員」のとおりとする。なお、必要に応じて他の機関・団体に参画を求めることとする。
- (2) その他、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができることとする。

3 各構成員の役割

(1) 行政側

- ① 福井労働局（職業安定課）
 - ・ ふくいPF 取りまとめ事務局（主担当）
 - ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
 - ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ② 福井県（産業労働部労働政策課）
 - ・ ふくいPF 取りまとめ事務局（副担当）

- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知、広報

③福井県

- ・市町PFとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町PFと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④支援機関（ハローワーク、機構、福井県の就労等支援施設）

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・職業訓練の充実
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策の周知広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報

4 ふくいPFにおける取組事項

ふくいPFにおいては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

福井県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、地域が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

- (※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など
- ②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者
- (※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など
- ③社会参加に向けた支援を必要とする者
- (※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPIの設定及び事業実施計画の策定

- ①取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。
- ②目標達成に資する事業実施計画を策定する。
- ③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町PFとの連携

福井県は、市町PFの事務局と連絡調整を図り、市町PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。（以下例示）

- ・支援対象者の受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

ふくいPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則) この要領は令和2年6月26日から施行する。